

議案第 7 0 号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

清水町長 辻 康 裕

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
第4条（略） 2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 附 則 1～29 （略） <u>（令和7年12月に支給する期末手当の特例）</u> <u>30 令和7年12月に支給する期末手当に限り、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年清水町条例第号）による改正後の第4条第2項中「100分の232.5」とあるのは「100分の235」に読み替えるものとする。</u>	第4条（略） 2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 附 則 1～29 （略）

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。